

2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 京 三 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員
國 澤 良 治
(コード番号 6742 東証プライム)
問 合 せ 先 戦 略 企 画 本 部 総 務 ・ 法 務 部 長
齋 藤 裕 一 郎
(TEL. 045-503-8100)

業績連動型株式報酬としてのユニットの付与に関するお知らせ

当社は、2025年6月25日開催の取締役会において、以下のとおり、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた制度である業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社の取締役（非業務執行取締役を除き、「対象取締役」といいます。）及び執行役員に対し、業績評価期間中の業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式の交付を受ける権利（以下「本ユニット」といいます。）を付与することを決議（以下「本付与決議」といいます。）し、対象者にその内容を通知することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 本ユニットに基づく処分の概要

(1) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 801,641株 ※本制度に基づく業績目標の達成度合いが最も高い場合（株式数が最も多くなる場合）を想定した数としています。
(2) 処分価額	1株につき 484円 ※本付与決議の日の前営業日（2025年6月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値としています。
(3) 処分総額	387,994,244円 ※本制度に基づく業績目標の達成度合いが最も高い場合（株式数が最も多くなる場合）を想定した数に本付与決議の日の前営業日（2025年6月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額としています。
(4) 割当予定先	取締役2名※1 217,112株 執行役員12名※2 584,529株 ※1 非業務執行取締役を除きます。 ※2 取締役を兼務する執行役員2名を除きます。
(5) その他	本ユニットの付与については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 本ユニットの目的及び理由

当社は、2025年3月21日開催の取締役会において、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議し、2025年6月25日開催の第160回定時株主総会において、本制度に係る報酬を取締役に付与することをご承認いただいております。

また、当社は、執行役員の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより執行役員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、執行役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員にも本ユニットを付与することといたしました。

今般、当社は、2025年6月25日開催の取締役会において、対象取締役2名及び執行役員12名（以下、合わせて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本ユニットを付与することを決議いたしました。

<本制度の概要>

本ユニットの業績目標達成度を評価する期間は、2025年4月1日から2028年3月31日までの期間（以下「評価期間」といいます。）とし、評価期間中の対象役員の役位に応じて設定される業績指標（連結売上高等に関する指標等を用いています。）の達成度に応じて当社普通株式を交付します。

(1) 最終交付株式数の決定方法

最終交付株式数は、以下の計算式により算出されます。

$$\text{最終交付株式数} = (\text{i}) \text{基準交付株式数} \times (\text{ii}) \text{業績目標達成度に応じた支給率} \times (\text{iii}) \text{在任期間比率}$$

(i) 基準交付株式数は、役位等に応じて定められる各対象役員のユニット基準額をもとに取締役会において決定します。

(ii) 業績目標達成度は、役位等に応じて定められる各対象役員の業績目標の達成度等に従い算出します。

(iii) 在任期間比率は、評価期間中の途中で就任した場合における在任期間の割合で算出します。

(2) 権利消滅事由

対象役員が本ユニットの権利が確定するまで、取締役会で定める一定の非違行為その他本ユニットを消滅することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当したときは、その時点において、本ユニットは権利消滅します。なお、評価期間開始後かつ当社株式の交付前に、対象役員の退任や死亡した場合等の当社の取締役会で定める事由が生じた場合には、当社の株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

(3) 組織再編等における取扱い

評価期間開始後かつ当社株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

以上